

令和5年2月7日
土木部工事第一課

損害賠償請求事件に係る訴えの提起

1 主旨

平成29年度に締結した [] 請負契約が、請負者の責めに帰すべき事由により解除せざるを得ない事態に至った。当該請負者が契約約款に基づく原状回復（車止及び歩道舗装等の復旧）工事を実施しなかったため、区が代わりに工事を実施し、それに要した費用を当該請負者に請求した。当該請負者が再三にわたる請求に対しても応じる姿勢を見せないため、原状回復工事に要した費用及び関連費用の支払いを求める訴訟を提起する。

2 訴えの概要

(1) 原告 世田谷区

(2) 被告 法人 ([])
個人 ([])

(3) 対象 原状回復に要した費用、遅延損害金、弁護士費用

(4) 訴えの要旨

[] 及び [] は、世田谷区に対し、連帯して、金3,340,440円及び年5パーセントの割合による金員、並びに本件訴えの提起に要する弁護士費用848,172円を支払え、との判決及び仮執行の宣言を求める。

3 経緯

平成30年7月9日 [] 契約解除

平成30年7月10日 原状回復通知（請負者へ原状回復を求める。）

平成30年9月11日 原状回復工事の実施通知（区が実施し、要した費用は別途請求する。）

平成30年11月21日 原状回復工事竣工

平成30年12月12日 工事費用の請求（1回目請求）

令和3年9月29日 工事費用の請求（2回目請求）

令和4年8月18日 工事費用督促の連絡

令和4年10月12日 工事費用の請求（3回目請求）

令和4年11月7日 相手方代理人より文書到達（支払いには応じない旨の回答）

4 訴えの提起

令和5年第一回区議会定例会にて議決を得たうえで、東京地方裁判所へ訴えを提起する。